

高齢者在宅サービスセンター指定管理者審査要領

本要領は、あきる野市が高齢者在宅サービスセンター（以下「センター」という。）の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を総合的な観点により審査するための方法、基準を示すものである。

1 審査対象団体

医療法人財団暁（以下「暁」という。）

※指定理由については、別紙「あきる野市高齢者在宅サービスセンターの指定管理者について（指定理由書）」のとおりである。

(1) 暁の基本理念

あきる野市高齢者生きがい活動支援通所事業要綱に則り、あきる野市高齢者在宅サービスセンターにて、あきる野市の生きがい活動支援通所事業（以下「生きがい通所事業」という。）に貢献することを基本理念としている。

(2) 暁の経営方針

生きがい通所事業を中心事業と位置づけ、あきる野市の高齢者福祉の拠点としての事業（以下「自主事業」という。）として生きがい活動支援を提案・実施し、高齢者生きがい活動の啓発・育成・支援に貢献すると推察される教室・講座等を各地域の特性を活かし実施するとともに、地域の社会資源である関連機関・各種組織との連携を図り行うこととしている。

2 施設の概要

(1) 高齢者在宅サービスセンター 萩野センター

ア 所在地 あきる野市雨間 533 番地 1

イ 規模

敷地面積 540.74 m²

建築面積 260.91 m²

総延床面積 367.67 m²

ウ 構造 鉄筋コンクリート造 2階建

(2) 高齢者在宅サービスセンター 開戸センター

ア 所在地 あきる野市湊上 332 番地 1

イ 規模

敷地面積 931.15 m²

建築面積 291.81 m²

総延床面積 362.04 m²

ウ 構造 鉄骨コンクリート造 2階建

(3) 高齢者在宅サービスセンター 五日市センター

ア 所在地 あきる野市館谷台 17 番地

イ 規模

敷地面積 2,740.22 m²

建築面積 748.695 m²

総延床面積 542.29 m²

ウ 構造 鉄筋コンクリート造 壱階建

3 指定管理者が行う管理区域の範囲

別紙管理区域図に示すとおりとする。

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) センターの管理運営に関する業務

ア 高齢者生きがい活動支援通所事業

イ 地域における高齢者福祉の拠点としての活動事業

ウ その他市長が特に認めた事業

(2) 施設及び設備等の維持管理及び修繕に関する業務

ア 屋内・屋外施設（植木等のせん定を含む。）、附帯設備及び物品の保守、維持管理及び修繕に関すること。ただし、大規模修繕は除きます。

イ その他施設等の管理に関すること。

5 指定期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで（5 年間）

6 指定管理者の指定管理料

菟野センター 69,540,000 円（13,908,000 円×5 年）

開戸センター 67,100,000 円（13,420,000 円×5 年）

五日市センター 68,675,000 円（13,735,000 円×5 年）

7 提出書類

暁は、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 3 条に規定する指定管理者指定申請書に次の書類を添えて、別途定める期限までに申請するものとする。なお、提出する部数は、正本 1 部、副本 13 部とする。

(1) 指定管理者としての管理運営の状況について

ア 暁の経営方針におけるこれまでの取組について（平成 25 年度～平成 29 年度）

イ 施設の管理運営に係る改善等の取組について（平成 25 年度～平成 29 年度）

（ア） 各種事業やサービス等の向上の取組など

（イ） 収支予算の決算状況など

(2) 事業計画書

ア 施設の運営方針について

イ 施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について
各種事業やサービス等の向上の取組など

ウ 施設の管理運営について

事業計画書

エ 人員体制について

(ア) 職員の配置計画

(イ) 職員の研修計画

オ 収支見込みについて

収支予算書（平成30年度～平成34年度）

カ 個人情報の保護対策及び情報公開について

キ 苦情処理体制について

ク 危機・安全管理体制について

ケ 地域や市内事業者、他施設等との連携について

(3) 暁の状況について

ア 事業者概要（様式は任意）

(ア) 団体の沿革（時系列で記載し、事業内容も具体的に記載）

(イ) 代表者の履歴、役員名簿（他の法人との兼職者があるときは、その旨も記載）

(ウ) 団体の運営に関する資料（経営理念・方針、経営の効率化・透明性の確保、管理体制などが分かる内容のもの）及び施設管理運営の実績

(エ) 指定申請の日が属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

イ 定款・寄附行為、規約その他これらに相当する書類（様式は任意）

最新のもの

ウ 法人登記事項証明書又は法人登記簿謄本等

法人の場合は現在事項全部証明書、法人格を有しない団体の場合は、団体の代表者の身分証明書（申請の日前3か月以内に発行されたもの）

エ 印鑑証明（申請の日前3か月以内に発行されたもの）

オ 財務関係書類（様式は任意）

指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業前年度を含む過去3か年の経営成績や財政状況等を明らかにするための財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれに類する書類）

カ 納税証明書等

(ア) 法人税（法人格を有しない団体の場合は、団体の代表者の所得税の納税証明書）

(イ) 消費税及び地方消費税

(ウ) 法人事業税（法人格を有しない団体の場合は、必要なし）

(エ) 法人住民税（法人格を有しない団体の場合は、団体の代表者の個人住民税の納税証明書）

キ 労働保険に加入していることを証する書類（確定保険料若しくは概算保険料の申告書又は納付書のいずれかの写し（直近のもの））

ク 社会保険等に加入していることを証する書類（社会保険料納入証明書又は社会保険料領収書の写し（直近のもの））

ケ 就業規則（又は就業規則に準じるもの）

8 候補者の審査方法

(1) 候補者の審査方法

暁から申請された提出書類を受け、あきる野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）

において、提出書類とプレゼンテーション（業務内容提案）を基に総合的に審査を実施する。

（２）プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、暁からの説明を 15 分間、選定委員会の委員からの質疑応答を実施の上、次に示す評価基準により審査を行う。

9 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、次のとおりとする。

評価は、「良い」、「普通」、「悪い」の 3 段階評価とし、各評価項目について評価する。

評価項目	評価		
	良い	普通	悪い
1	施設の管理運営の実績		
2	管理運営の基本方針		
3	法令遵守（特に、個人情報保護、情報公開に関する法令の遵守）		
4	団体の経営状況・運営実績		
5	施設管理の計画（設備の維持管理、清掃など）		
6	安全管理への対応（事故対策、防犯、衛生など）		
7	人材育成方針及び利用者等への対応		
8	人員配置の計画・人員確保の取組		
9	生きがい通所事業の年間事業計画の基本方針・提案		
10	自主事業の年間事業計画の基本方針・提案		
11	公共性の取組（市民、地域団体等との協働や連携した事業展開など）		
12	施設管理及び事業運営経費の収支計画の妥当性		
評価合計			

10 候補者の決定

評価基準に基づき提出書類とプレゼンテーションの内容を評価し、選定委員会の各委員の評価合計を集計する。この集計結果を基に、選定委員会において審議し、本施設の設置目的を効果的に達成することができると思われる場合には、暁を候補者とする。ただし、指定管理者としての能力を有しないと判断される場合には、別途、候補者の選定を行う。

11 審査結果

選定委員会の審査結果については、暁に文書で通知するとともに、団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定した団体の選定理由及び事業内容の提案概要について、市ホームページで公表する。